

COP29（CMA6）におけるパリ協定第6条の 完全運用化の実現と我が国の二国間クレジット ト制度の展開について

2024年2月7日

環境省 地球環境局 JCM推進室長
飯野 暁





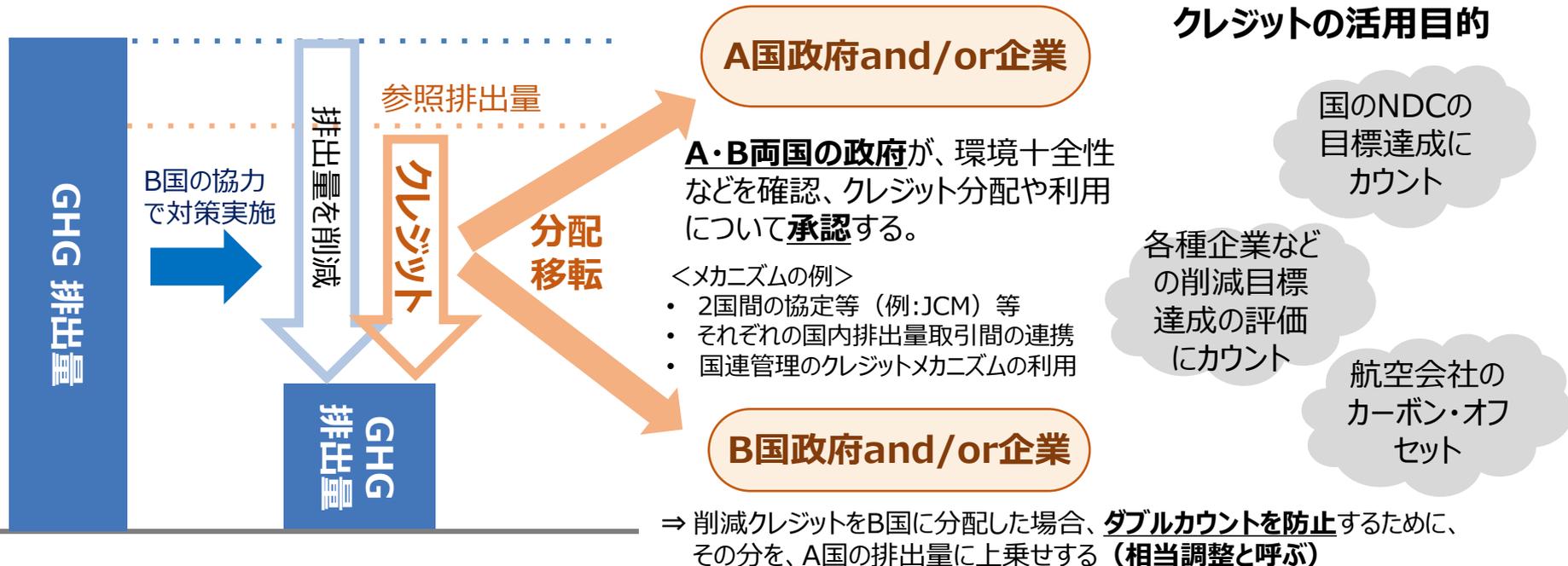
パリ協定第6条に基づく国際協力の概要

- 第6条は、**締約国が協力して対策を実施し、得られた追加的な排出削減等のクレジットを、協力した国や企業等で分配・移転**できる仕組み。クレジットは、締約国の温室効果ガス排出削減目標（NDC）の達成やその他の緩和目的（OIMP）にカウントできる。
- 対策協力の実施に当たり、**締約国政府が、環境十全性や透明性、ダブルカウントの回避などを確保したうえで、クレジットの分配や利用を承認することを義務付けている。**

パリ協定第6条に沿った対策協力の構造

（例：A国(ホスト国)において、B国政府and/or企業が協力して対策を実施した場合のイメージ）

※クレジットを各国が管理する方式（6条2項）と国連が管理する方式（6条4項）があるが、ここに示す基本構造は同様である。
また、このほかに、クレジットの分配移転を伴わない非市場アプローチ（6条8項）も定められている。



A国の現状

対策協力実施後

※上記は国同士の協力(マルチラテラルアプローチ)の例だが、A国(ホスト国)とC社(企業)による協力(ユニラテラルアプローチ)など、協力的アプローチの形態は多様である。



パリ協定第6条に関するCOP29（CMA6）の成果と日本の対応

- 国際的に協力して削減や吸収・除去対策を実施するパリ協定第6条の完全運用化に合意した。
←削減や吸収・除去の量を分配する際に必要な政府の承認・報告や登録簿の接続等の細則を決定。
- 我が国は、二国間クレジット制度（JCM）を活用したプロジェクトの拡大・加速や、「6条実施パートナーシップ」を通じた第6条に基づく取組の世界各国への展開に、一層強力に取り組む。

決定内容

日本の対応方針

クレジット使用の承認・報告に関する事項

- 削減・除去の量をクレジット化（ITMOs）し分配する際に必要な政府による承認のプロセスや項目、様式、それらの公開方法、承認の変更についての要件や対応などが明確化された。
- 国連を通じた報告（初期報告、年次情報など）の要素についての解説や様式を決定した。



- 今般の決定を踏まえて、JCMにおける承認や報告等の手続について着実に実施する。

登録簿に関する事項

- クレジットの記録・報告に用いる登録簿について、参加国の登録簿と6条4項メカニズム登録簿の任意の接続が可能となった。
- 登録簿に関する能力開発支援の実施を決定。



- 今般の決定に沿って、JCM登録簿を運用
- JCM登録簿に関する経験を国際的に共有する。

6条4項のメカニズムに関する基準類の整備

- 方法論の作成・評価の要件を定める基準が確認された。
- 吸収・除去活動に関する要件を定める基準が確認された。



- JCM方法論の知見・経験のインプット等を通じて、6条4項メカニズムの迅速な運用に貢献する。³



JCMを活用した国際緩和協力の拡大・加速の方向性

① プロジェクト開発ソーシングの領域・規模・ルート等の拡大

- 幅広い分野・領域への拡大、削減ポテンシャルの大きい案件の発掘・形成（現在主流の省エネ・再エネ・廃棄物分野に加え、農業・泥炭地管理などの非エネ排出削減、CCS、さらに削減のみならずGHG除去など）
- 政府資金支援とあわせた、民間資金を中心とするプロジェクトの戦略的な促進
- 削減ポテンシャル等も加味した戦略的なパートナー国の新規開拓

※質の高い炭素市場の成熟のためには、クレジットの需要拡大が必要不可欠である。このため、主としてクレジットの供給サイドを担うJCM政策としても、温対法SHK制度やGX-ETS等とのクレジット需要に直結する政策と連携しつつ、需要拡大の前提となる社会的認知の向上にも取り組む。

② 担い手となる政府関係者・事業者等の能力向上

- A6IP（パリ協定6条実施パートナーシップ）等を通じたパートナー国の理解増進や事務能力向上の支援
- 我が国民間企業による6条及びそのガイダンスの趣旨（Environmental Integrityなど）への認識の醸成
- AZECやG7等の国際枠組を通じたカーボンマーケットに関する知見や経験の共有

③ 事業運営の効率性の向上や必要な体制・インフラの整備

- 温対法に基づき立ち上げる指定法人における効率的なプロジェクト管理及びクレジット化手続き運営
- より強靱で利便性の高いRegistry System（登録簿システム）の整備



【参考】地球温暖化対策計画改定案（JCM関係部分抜粋）

第2章 温室効果ガスの排出削減・吸収の量に関する目標

第3節 温室効果ガス別その他の区分ごとの目標

3. 二国間クレジット制度（JCM）

グローバルサウス諸国等への脱炭素技術、製品、システム、サービス、インフラ等の普及や対策実施を通じ、実現した温室効果ガス排出削減・吸収への我が国の貢献を定量的に評価するとともに、我が国のNDCの達成に活用するため、JCMを構築・実施していく。このような取組を通じ、**官民連携で2030年度までの累積で、1億t-CO₂程度、2040年度までの累積で、2億t-CO₂程度の国際的な排出削減・吸収量の確保を目標とする。**

第3章 目標達成のための対策・施策

第8節 海外における温室効果ガスの排出削減等の推進と国際的連携の確保、国際協力の推進

2. 我が国の貢献による海外における削減

（1）世界の温室効果ガスの削減に向けた貢献

（二国間クレジット制度（JCM）の推進）

相手国のニーズを深く理解した上で、優れた脱炭素技術等の普及等を通じて排出削減・吸収を実施することは、相手国のみならず我が国も含めた双方の脱炭素社会への移行、経済と環境の好循環に貢献することができる。

このため、脱炭素技術、製品、システム、サービス、インフラ等の普及や対策実施を通じ、実現した温室効果ガス排出削減・吸収への我が国の貢献を定量的に評価するとともに、我が国のNDCの達成に活用するため、JCMを構築・実施していく。

このようなJCMを活用した緩和対策促進に向けて、**第一に、プロジェクト開発ソーシングの領域・規模・ルート等の拡大に取り組む。**分野・領域について、制度開始以来多数の案件を稼働させている省エネ・再エネ・廃棄物分野に加え、**農業・泥炭地管理などの非エネ排出削減、CCS、さらに削減のみならず温室効果ガス除去など幅広い分野・領域へと拡大**を図るとともに、特に、削減ポテンシャルの大きい案件の発掘・形成に優先的に取り組む。そのためにも、政府資金によるプロジェクト支援と併せて、**民間資金を中心とするJCMプロジェクトについても、官民の幅広い関係機関等（注）とも連携しつつ、国も技術面やMRVなども積極的に支援し、拡大・加速**させる。パートナー国についても、削減ポテンシャル等も加味しつつ、戦略的に新規開拓を進める。

第二に、担い手となる政府関係者・事業者等の能力向上に取り組む。具体的には、**パリ協定6条実施パートナーシップ（A6IP）等を通じたパートナー国の理解増進や事務能力向上の支援や、我が国民間企業によるパリ協定第6条及びそのガイダンスの趣旨（環境十全性など）への認識の醸成、アジア・ゼロエミッション共同体（AZEC）やG7等の国際枠組みを通じたカーボンマーケットに関する知見や経験の共有**に取り組む。

第三に、事業運営の効率性の向上や必要な体制・インフラの整備に取り組む。具体的には、**改正地球温暖化対策推進法に基づき指定実施機関を立ち上げ、プロジェクト管理及びパートナー国との各種ガイドラインや規則等の改定や合同委員会等によるクレジット化手続に係る運営実施の効率と実効性を高める。**これを通じて、JCMの実施体制の強化を図り、世界におけるさらなる温室効果ガスの排出削減・吸収を進める。関連して、クレジット発行量や口座開設者の増大を見据え、セキュリティを十分に確保し強靱で利便性の高い登録簿システムの整備を進める。

なお、パリ協定第6条に沿った協力的アプローチとして、パートナー国の一部は2030年までを期間として実施中であることから、**2031年以降にどのように国際緩和協力アプローチを継続強化していくべきか、検討調整を行い、関係事業者等の予見性を確保できるよう、できるだけ早期に見通しを立てることを目指す。**

【注】新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）や国際協力機構（JICA）、国際協力銀行（JBIC）、日本貿易保険（NEXI）、アジア開発銀行（ADB）、欧州復興開発銀行（EBRD）、世界銀行（WB）、国際連合工業開発機関（UNIDO）、国際農林水産業研究センター（JIRCAS）など

參考資料



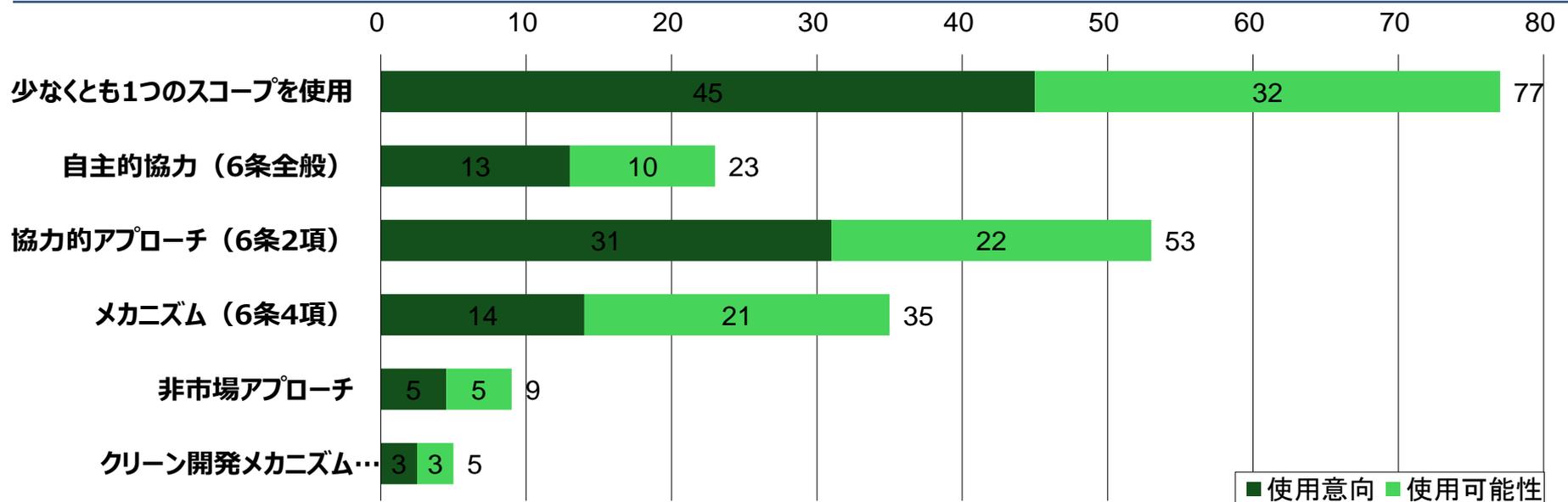
パリ協定6条活用の見通しについて

- パリ協定6条の適切な実施により、2030年までに世界全体で年間最大で40～120億トンCO₂※¹の追加的削減が実現されうるとの試算がある。
- グローバルな脱炭素市場や民間投資が活性化することにより、世界的な排出削減と同時に各国の経済成長にも貢献し、2030年時点で約50兆円（3～4千億USドル）※²の市場規模が見込まれる。
- 締約国（195の国と地域）の77%は、NDCs実施において、少なくとも1種類の自主的な協力を使用する計画、または使用する可能性がある。このうち、6条2項の実践が53%と最も多い。

※¹ J. Edmonds et al. 2021. How much could article 6 enhance nationally determined contribution ambition toward Paris Agreement goals through economic efficiency? (P.18), Climate Change Economics.; UNEP and UNEP DTU. 2021. Emissions Gap Report 2021. (P.59).; TSVCM. 2021. TASKFORCE ON SCALING VOLUNTARY CARBON MARKETS Final Report (P.13).

※² UNEP and UNEP DTU. 2021. Emissions Gap Report 2021 (P.60).; IETA (2021) The Carbon Markets Role of Article 6 Compatible Carbon Markets in Reaching Net-Zero (P.13).

NDCsにおいて、パリ協定6条における自主的な協力の特定のスコープを使用する意向、又は使用する可能性を示す締約国の割合(%)



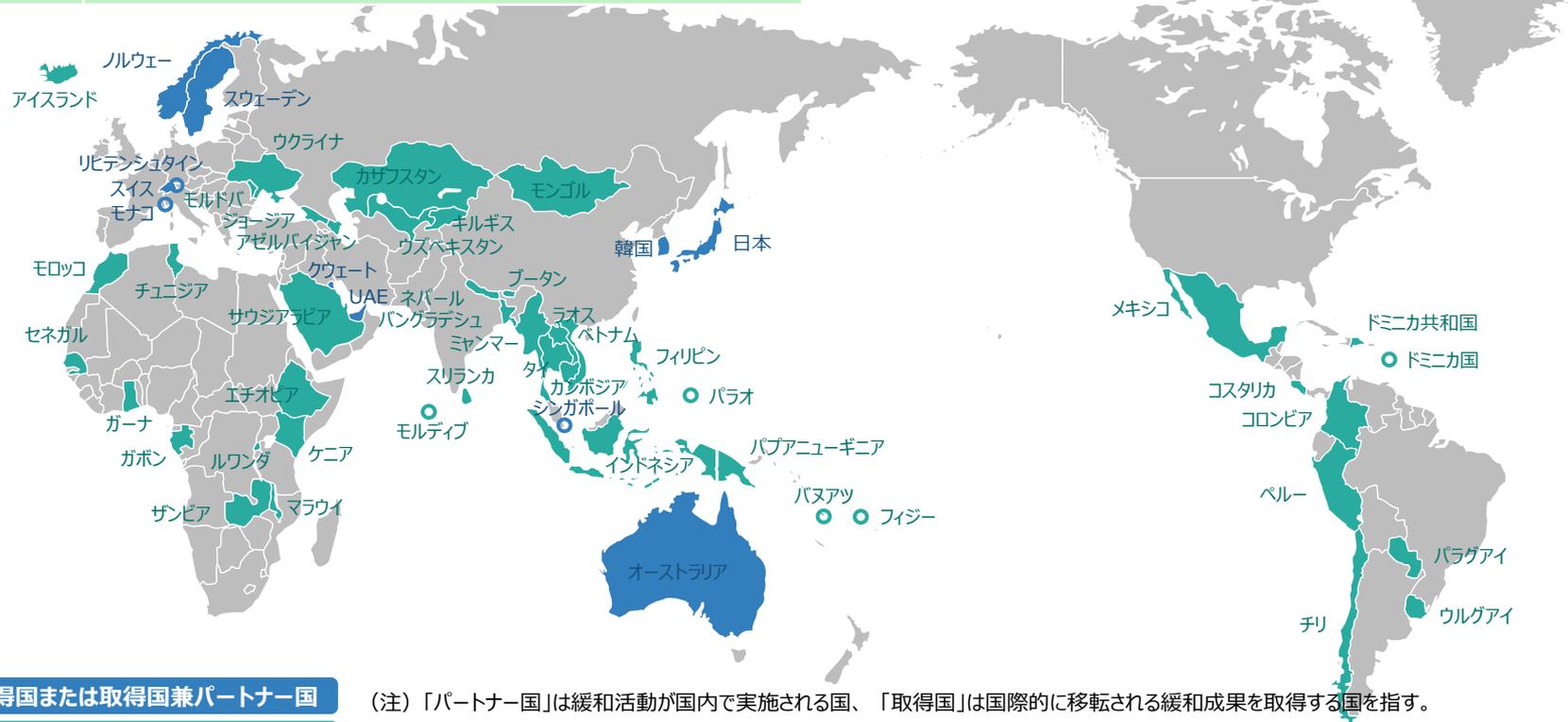
(注) 非市場アプローチとCDMについては、使用意向がある締約国及び使用可能性がある締約国の割合の合計は、四捨五入により、提示された合計値と合致しない。

(出所) “Nationally determined contributions under the Paris Agreement Synthesis report by the secretariat” (FCCC/PA/CMA/2023/12) (UNFCCC, 2023) より作成



世界におけるパリ協定6条に関する二国間制度の概況

取得国	パートナー国	取得国	パートナー国
日本	モンゴル、ケニア、ベトナム、インドネシア、メキシコ、サウジアラビア、チリ、タイ等、29か国	ルウェー	インドネシア、セネガル、モロッコの3か国
シンガポール	インドネシア、コロンビア、タイ、ケニア、チリ、ベトナム、セネガル等、22か国	オーストラリア	フィジー、パプアニューギニアの2か国
スイス	ペルー、セネガル、タイ、ウクライナ、ケニア等、17か国	リヒテンシュタイン	ガーナ1か国
韓国	ベトナム、モンゴル、ガーナ、ウズベキスタン、インドネシア等、9か国	クウェート	ルワンダ1か国
スウェーデン	ネパール、ドミニカ共和国、ガーナ、ザンビア、ルワンダの5か国	UAE	パラグアイ1か国
		モナコ	チュニジア1か国



取得国または取得国兼パートナー国
 パートナー国

(注) 「パートナー国」は緩和活動が国内で実施される国、「取得国」は国際的に移転される緩和成果を取得する国を指す。

(出所) UNEP Copenhagen Climate Centreの6条パイプラインデータベース (2024年10月ダウンロード) より作成



パリ協定第6条第2項に基づく協力的アプローチについてのガイダンスの概要

2021年COP26(CMA3)決定2 Annex

1～3章. 国際的に移転される緩和成果の定義 (Internationally Transferred Mitigation Outcomes (ITMOs))

※対策実施により得られた、分配移転する追加的な削減・吸収除去の量 (クレジット) のこと

- **ITMOsの対象となるのは、2021年以降に創出されるGHGの排出削減等の量**
- 協力的アプローチを実施する国は、使用目的を以下の3つのうちから特定し、承認する。
 - ① NDCの達成、② 国際的な緩和目的 (国際航空セクターのCORSIAなど)、③ その他の目的※協力的アプローチを実施するためには、NDCを作成・提出していること、ITMOsを承認・トラッキングする体制が整っていることが前提条件となる。
- **全てのITMOsについて、ダブルカウントを回避するための相当調整を適用**すること。
※国によってNDC目標の種類や単位 (単年又は複数年など) に違いがあることに留意。

4章～6章 国連への報告、専門家レビュー、記録とトラッキング ※次ページにて図示

- ① **初期報告** : 協力的アプローチの内容、環境十全性確保の方法等
 - ② **年次情報** : 年間のITMOsの移転や使用状況等
 - ③ **定期情報** : 協力的アプローチの内容やNDC達成状況等 (隔年透明性報告書 (BTR) の附属書)
- ※提出された情報は、6条技術専門家レビューが実施されるとともに、一般公開される。
- ※ **各国は、ITMOsの承認について記録・トラッキングするための登録簿を整備**する (未整備の国は、国連気候変動枠組条約事務局が整備する国際登録簿を用いて記録・トラッキングする。)

7章 緩和及び適応活動における野心

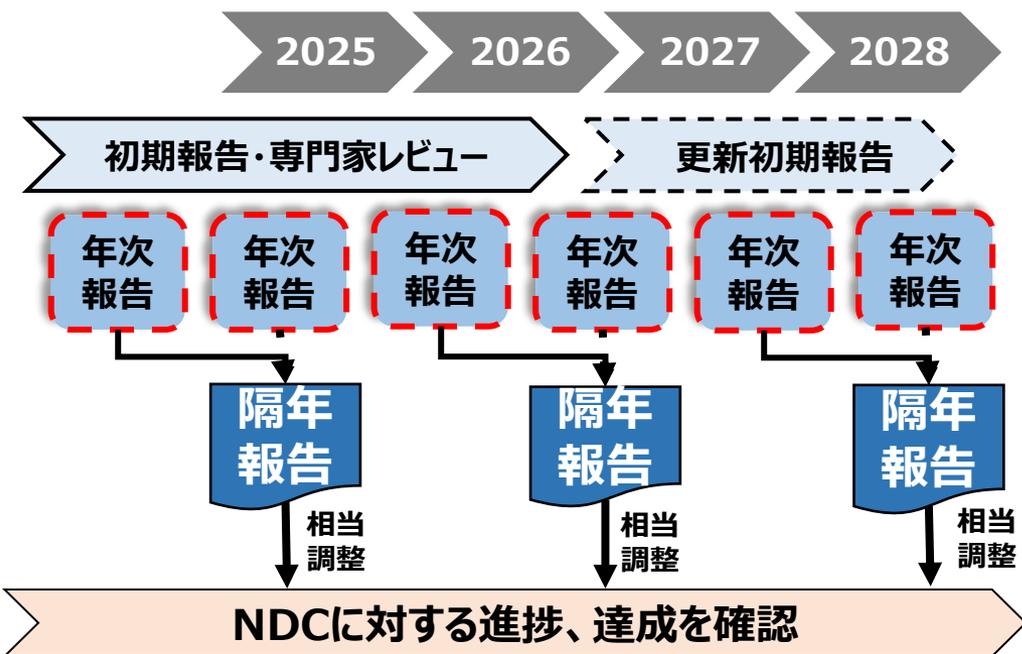
参加国は、適応への貢献 (適応基金を通じた貢献など) 及び世界全体の排出削減 (ITMOsの使用目的を定めず取消しすること) を実施することが強く推奨される。



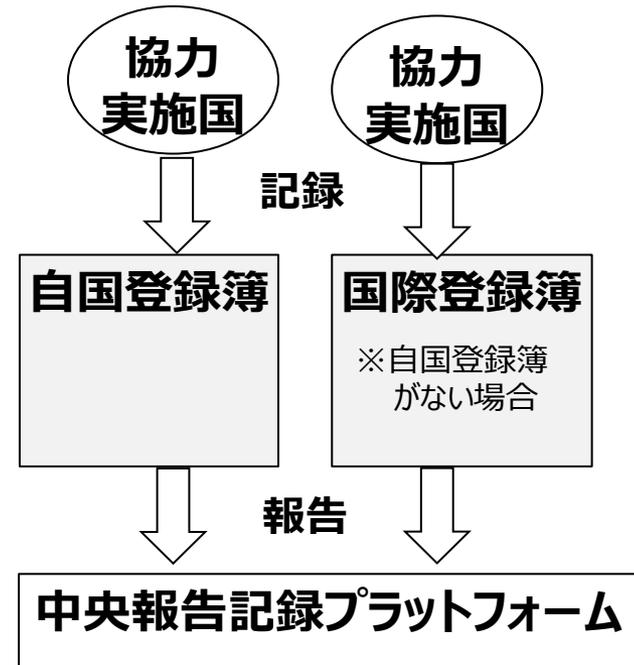
【参考】パリ協定第6条第2項に基づく協力的アプローチの報告手順と記録システム

- 協力的アプローチを実施する国は、協力的アプローチの内容、環境十全性が確保できていること、ITMOsの移転やNDCへの活用状況等について、国連に報告する（初期報告・年次報告等）
- 提出された情報は、技術専門家レビューが実施されるとともに、一般公開される。
- 各国は、ITMOsの承認について記録・トラッキングするための登録簿を整備する（未整備の国は、国連条約事務局が整備する国際登録簿を用いて記録・トラッキングする。）

第6条第2項に基づく報告の手順



第6条第2項に基づく記録の仕組み





第6条第4項に基づき監督機関会合が策定したツール・ガイドライン等

- 第6条第4項に基づく方法論や吸収除去活動の要件について、パリ協定締約国会合（CMA）からの要請に基づき、SBM（監督機関会合）が作成・採択した基準が、CMAにおいて、正式に承認された。

■ 第6条第4項メカニズム方法論の開発・評価基準

Standard: Application of the requirements of Chapter V.B (Methodologies) for the development and assessment of Article 6.4 mechanism methodologies (version 01.0)

⇒ 方法論の原則や、追加性の証明方法、リーケージ防止策、非永続性と反転（吸収除去したGHGの放出）への対応などについて詳細な要件が規定される。

■ 第6条第4項メカニズムに基づくGHGsの吸収・除去(removals)を含む活動の要件の基準

Standard: Requirements for activities involving removals under the Article 6.4 mechanism (version 01.0)

⇒ 信頼性と環境十全性を確保するためのモニタリングや報告、GHGsの反転への対応、リーケージの回避、環境及び社会的な影響の管理などについて詳細な要件が規定される。

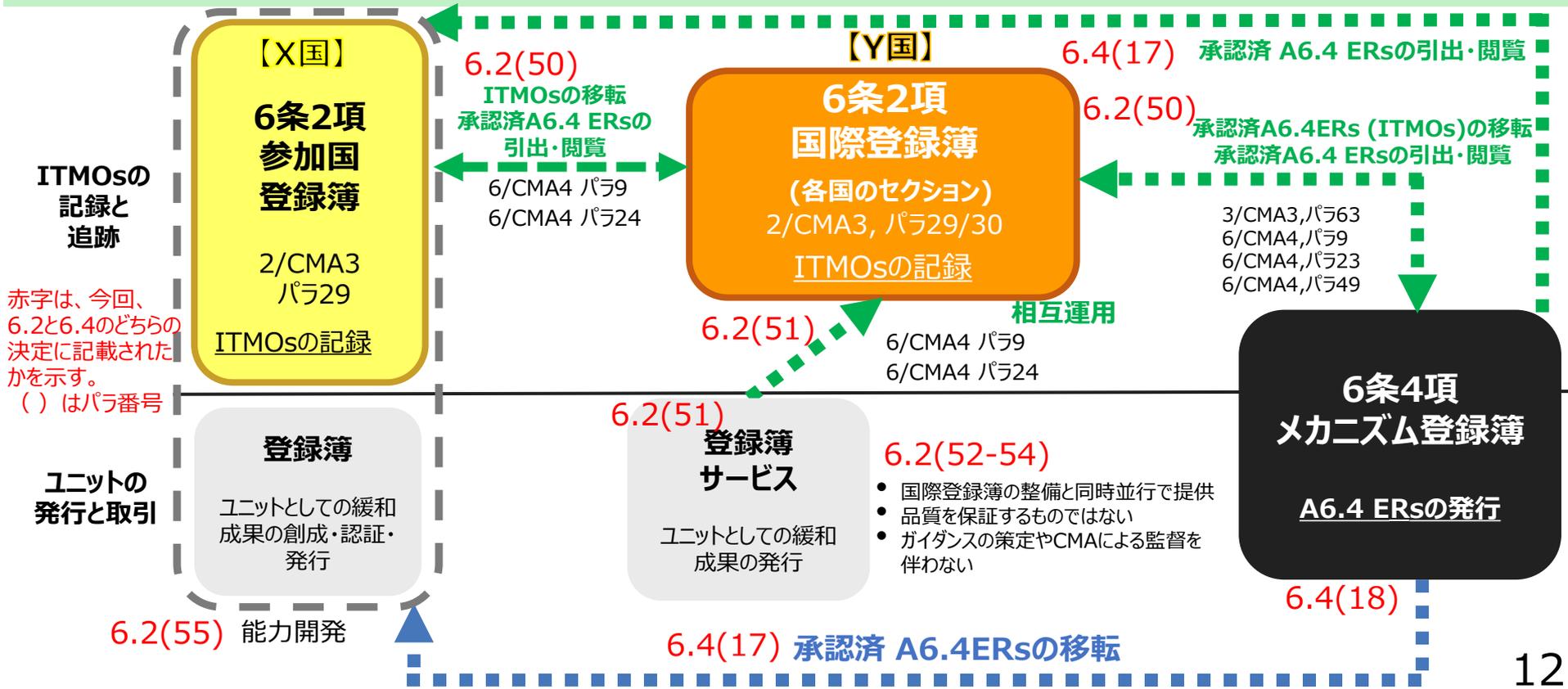
【締約国会合で承認された上記2件以外に監督機関会合が策定したツール・ガイドライン等】

区分	種類	概要	文書正式名称
ガバナンス	手続	異議・苦情申し立てプロセス	Procedure: Appeal and grievance processes under the Article 6.4 mechanism (version 01.0)
		ステークホルダーとのコミュニケーション	Procedure: Direct communication with stakeholders (version 01.0)
		認定に関する専門家の選定とパフォーマンス評価	Procedure: Selection and performance evaluation of experts on the Article 6.4 mechanism accreditation roster of experts (version 01.0)
認定	手続	指定運営機関（DOEs）のパフォーマンス監視	Procedure: Performance monitoring of the Article 6.4 Designated Operational Entities (version 01.0)
活動サイクル	基準	活動プログラム（PoA）の活動基準	Standard: Article 6.4 activity standard for programmes of activities (version 01.0)
		PoAの妥当性確認・検証基準	Standard: Article 6.4 validation and verification standard for programmes of activities (version 01.0)
	手続	PoAの活動サイクル手続き	Procedure: Article 6.4 activity cycle procedure for programmes of activities (version 01.0)
		CDM活動のA6.4メカニズムへの移管手続	Procedure: Transition of CDM activities to the A6.4 mechanism (version 03.0)
	ツール	持続可能な開発（SD）ツール	Tool: Article 6.4 sustainable development tool (version 01.0)



【参考】パリ協定第6条に基づく削減量移転等の記録・報告等のインフラ

- 登録簿は、ITMOsに関する各国のアクション（承認、初回移転、取得、使用等）を記録し、追跡するインフラ。
6条2項の場合：各国が自ら整備する「参加国登録簿」か条約事務局が用意する「国際登録簿」を用いる。
6条4項の場合：条約事務局が用意する「メカニズム登録簿」を用いる。
- 今般のCMA6では、主に以下の2点を決定した（下図の赤字番号が、決定文書のパラ番号を示している）
 - 参加国の登録簿と6条第4項メカニズム登録簿の任意の接続を可能とし、相互運用性を満たした上で、承認されたA6.4ERsの移転や情報の引出・閲覧も可能にする（各国が、二重計上を回避し環境十全性を確保するために必要なITMOsに関する情報を一元的に記録・追跡・報告できるようになる）
 - 条約事務局に対し、クレジットのユニット発行のための追加的な登録簿サービス（国際登録簿とも接続）の提供と、各国が自らクレジットのユニット発行等に用いる登録簿インフラを持つための支援を要請する。





パリ協定 6 条実施パートナーシップ (A6IP)

- パリ協定 6 条の実践に必要な能力構築や国際連携を促進する「パリ協定 6 条実施パートナーシップ」を2022年に立ち上げ（事務局となる「センター」をIGESに設置）

6条実施パートナーシップ

- パリ協定 6 条の能力構築に向けて、国際連携（優良事例等の共有、相互学習等）を促進する「6条実施パートナーシップ」を2022年11月のCOP27にて立ち上げ。
- 参加国・機関は、76か国・125機関
※2024年3月20日時点)

6条実施パートナーシップセンター

- 2023年G7札幌会合を受け、パートナーシップの実施機関として2023年4月「6条実施パートナーシップセンター」を設立。
- UNFCCC事務局及び世界銀行等とも連携し、各国の能力構築支援を一層推進。
 - 承認、報告、記録の能力構築ツール開発
個別支援パッケージの作成と支援実施
 - 6条実施、能力構築支援に関する情報発信
 - 運営委員会、全体会合、分野別WG等の会議運営

「6条実施能力構築支援パッケージ」



6条戦略の策定：

指針、適格性基準、範囲、目標など



承認：

承認プロセスに関する法的・制度的枠組みの確立



報告：

初期報告、年次報告、定期報告の作成



記録：

ITMOに関する報告への国内／国際登記簿の活用



プロジェクトの開発：

民間企業によるプロジェクトの支援



方法論の策定：

排出削減量の定量化支援

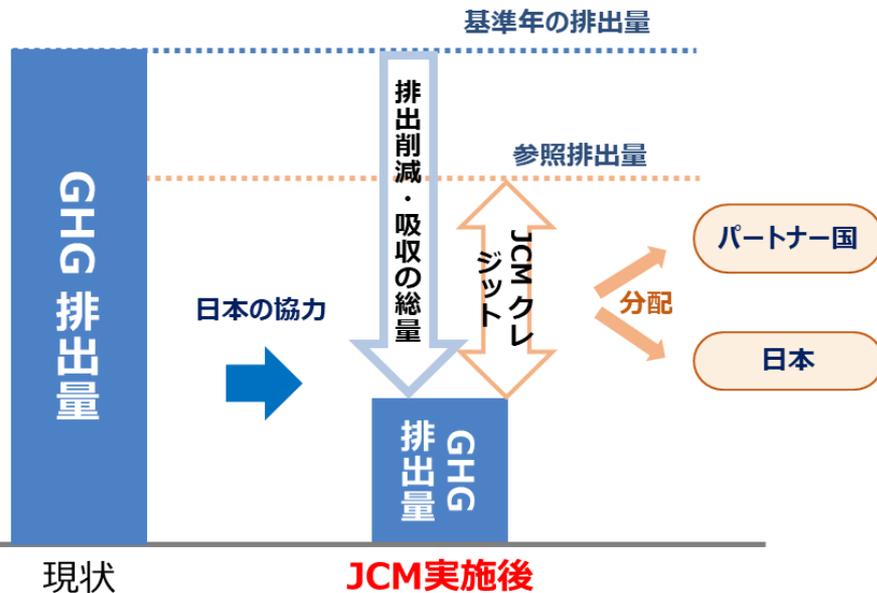
JCM（二国間クレジット制度） の現状と拡大・加速に向けた方向性について



二国間クレジット制度（JCM）の概要

- グローバルサウス等のパートナー国で、日本企業や日本政府が技術や資金の面で協力して対策を実行し、追加的に得られた削減や吸収の効果を、パリ協定6条に沿ってクレジット化し、パートナー国と日本で分け合う仕組み。
- 日本、パートナー国双方のNDC（削減吸収目標）に貢献し、かつ民間企業の参画により両国の経済が活性化。** 加えて、パートナー国側の社会経済環境面の各種課題の解決（持続可能な発展）にも寄与。十全性（質）の高い炭素市場も推進。
- これまでに**29か国**とJCMを構築し、**250件以上のプロジェクト**を実施中。

JCM・イメージ図



JCMプロジェクトの事例

再生可能エネルギー  水上太陽光発電 (タイ) / ティーエスピー		省エネルギー  石油精製プラントの 運転制御最適化 (インドネシア) / 横河電機
エネルギー有効活用  ガスコジェネレーション・冷凍機 (タイ) / 関西電力	廃棄物  廃棄物発電(ベトナム) / JFEエンジニアリング	交通  公共バスCNG混燃設備 (インドネシア) / 北酸



日本側

- 新たなビジネスチャンスの開拓
- 企業価値の向上
→ 新たな投資の呼び水
- クレジット取得
→ NDC（削減吸収目標）への貢献
→ 排出量のオフセットに活用
※売却することでの収益化も可能
- 世界の脱炭素化への貢献等による国際社会における地位の向上

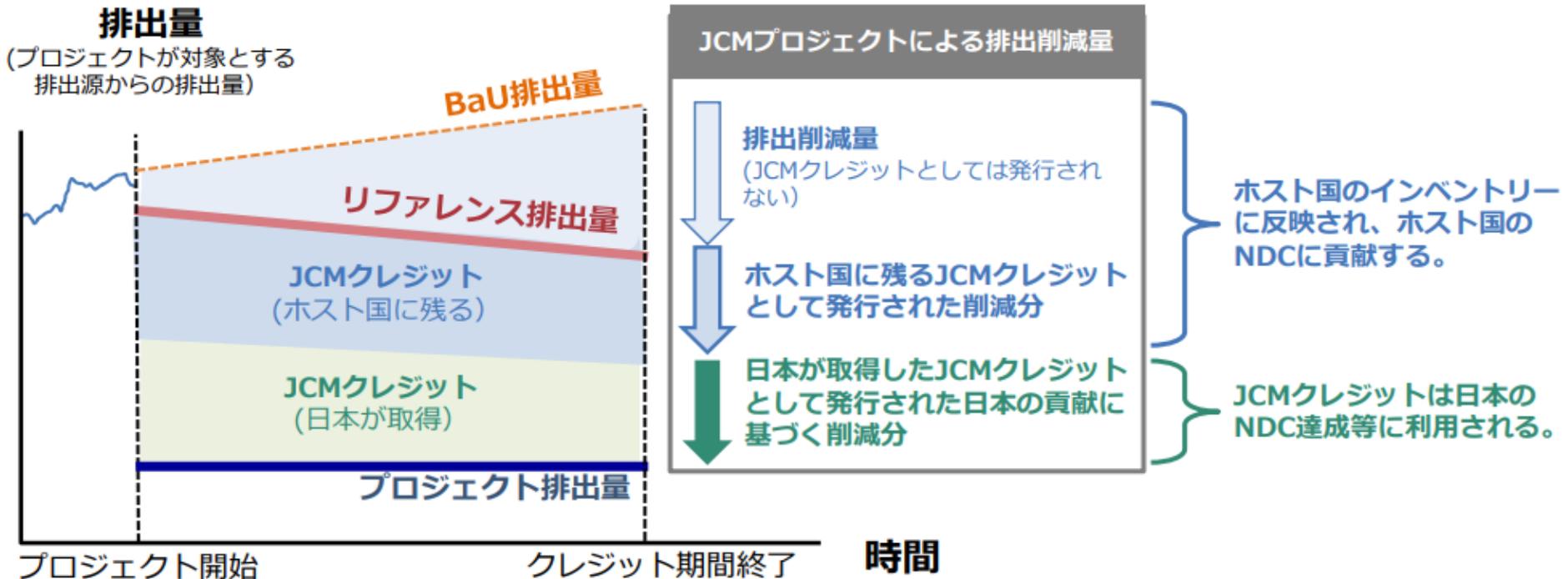
パートナー国側

- 新たなビジネスチャンスの開拓
- 企業価値の向上
→ 新たな投資の呼び水
- 優れた脱炭素技術や製品の普及
- パートナー国のNDC（削減吸収目標）への貢献
- 大気汚染やインフラ整備等の社会・経済・環境上の課題解決



JCMにおける排出削減量の評価とクレジット化

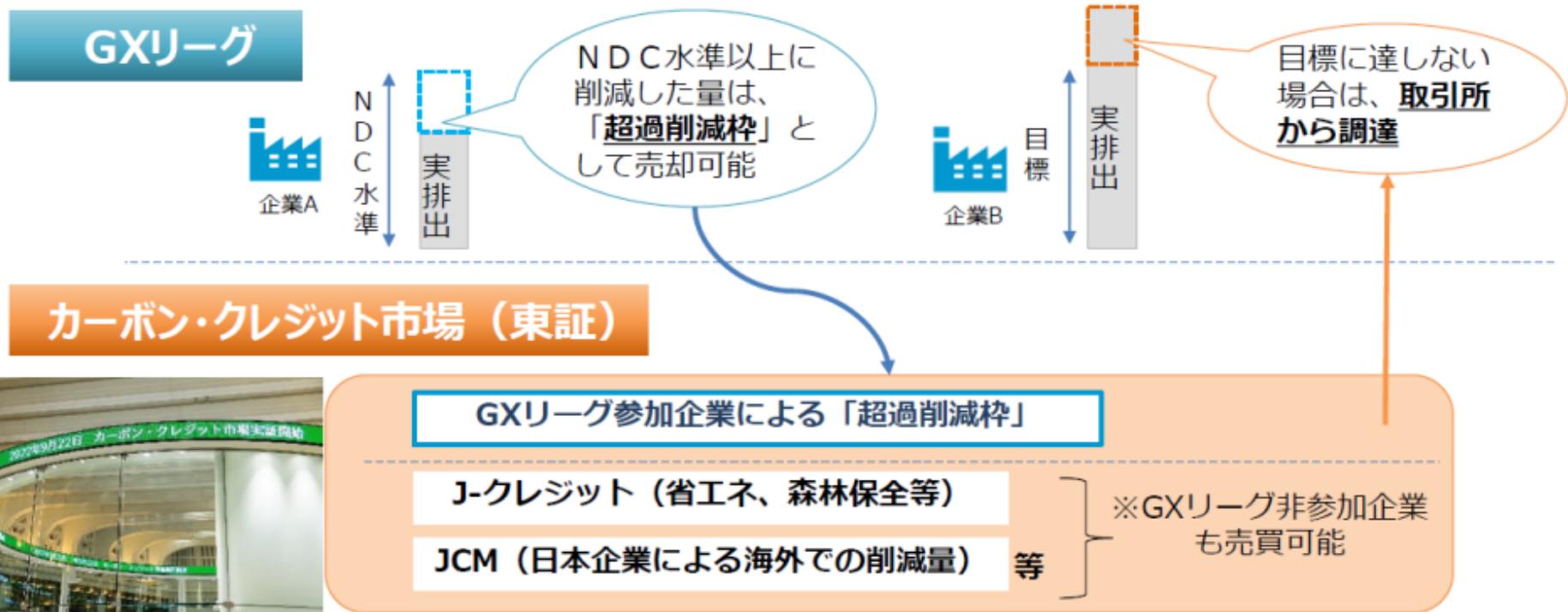
- JCMプロジェクトの排出削減量は、BaU排出量とプロジェクト排出量との削減量である。これには、JCMクレジットとしては発行されないが、ホスト国のインベントリーに反映され、ホスト国のNDCに貢献するBaU排出量とリファレンス排出量との削減量を含む。
- クレジット対象となる排出削減量は、リファレンス排出量とプロジェクト排出量の差分として定義される。リファレンス排出量は、最新のNDCを考慮して設定される。
- ホスト国に残っているJCMクレジットとして発行された削減分は、ホスト国のインベントリーに反映され、ホスト国のNDC達成に貢献する。
- 日本が取得し、日本のNDCに使用されるJCMクレジットは、JCMプロジェクトに対する日本の貢献度（資金的貢献、技術的貢献、運営上の貢献など）に基づいて計算される。





JCMクレジットの用途

- 民間JCM等で企業が獲得したJCMクレジットは、主に自社のオフセット目的として活用可能。
 - 温対法に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度（SHK制度）
 - GXリーグにおける自主目標達成への活用
 - 自社のカーボンオフセット
- 特にGXリーグでは目標達成に向け、参画企業が「カーボン・クレジット市場」で排出量取引を行う。クレジット市場での取引により、価格の形成やクレジットの売買を通じたマネタイズを期待。



取引価格の公示（炭素価格の形成）



JCM署名国及び環境省資金支援件数一覧 (2013~2024年度) 2024年12月時点

東欧・コーカサス

-  20. アゼルバイジャン
-  21. モルドバ
-  22. ジョージア
-  29. ウクライナ

アジア太平洋

-  1. モンゴル : 11件
-  2. バングラデシュ : 5件
-  5. モルディブ : 4件
-  6. ベトナム : 50件
-  7. ラオス : 6件
-  8. インドネシア : 52件
-  10. パラオ : 7件
-  11. カンボジア : 5件
-  15. ミャンマー : 8件
-  16. タイ : 51件
-  17. フィリピン : 20件
-  23. スリランカ : 3件
-  24. ウズベキスタン
-  25. パプアニューギニア
-  27. キルギス
-  28. カザフスタン

中南米

-  9. コスタリカ : 2件
-  12. メキシコ : 5件
-  14. チリ : 16件

アフリカ

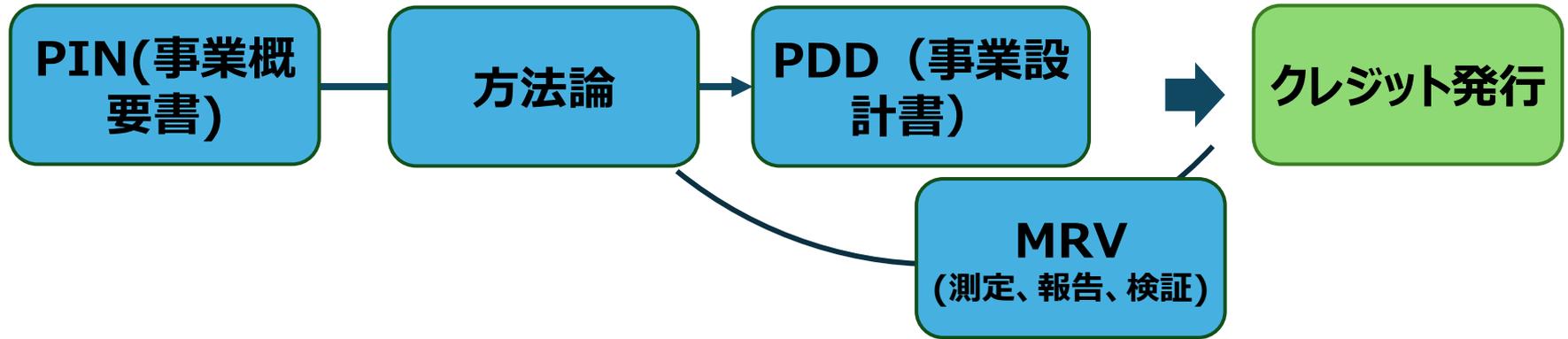
-  3. エチオピア
-  4. ケニア : 5件
-  18. セネガル
-  19. チュニジア : 2件

中東

-  13. サウジアラビア : 3件
-  26. アラブ首長国連邦



JCMプロジェクトのクレジット化までのサイクル・ステップ



JCMにおけるプレーヤーと役割

プロジェクト実施者

- プロジェクトの実施
- モニタリングの実施

合同委員会

- PINのNo objection
- プロジェクト登録
- クレジット発行の決議

各国政府

- JC決議にもとづくクレジット発行

Third party entities (第3者機関)

- プロジェクトの妥当性確認 (PDD登録前)
- プロジェクト排出削減・吸収量のベリフィケーション



JCM資金支援事業 採択実績件数の内訳

- ◆ これまで18か国で267件の技術の採択実績がある。
 - ※1プロジェクトで複数技術を導入することがあるため、プロジェクト数よりも多くなる。
- ◆ 内訳としては、再生可能エネルギー57%、次いで省エネルギー34%で大部分を占めている。

2025年1月現在

廃棄物(4件) 1%

- ・廃棄物発電
- ・メタン回収発電

交通(3件) 1%

- ・デジタルタコグラフ
- ・リーファーコンテナ
- ・CNGディーゼル混燃バス

REDD+(2件) 1%

- ・焼畑抑制

フロン(4件) 1%

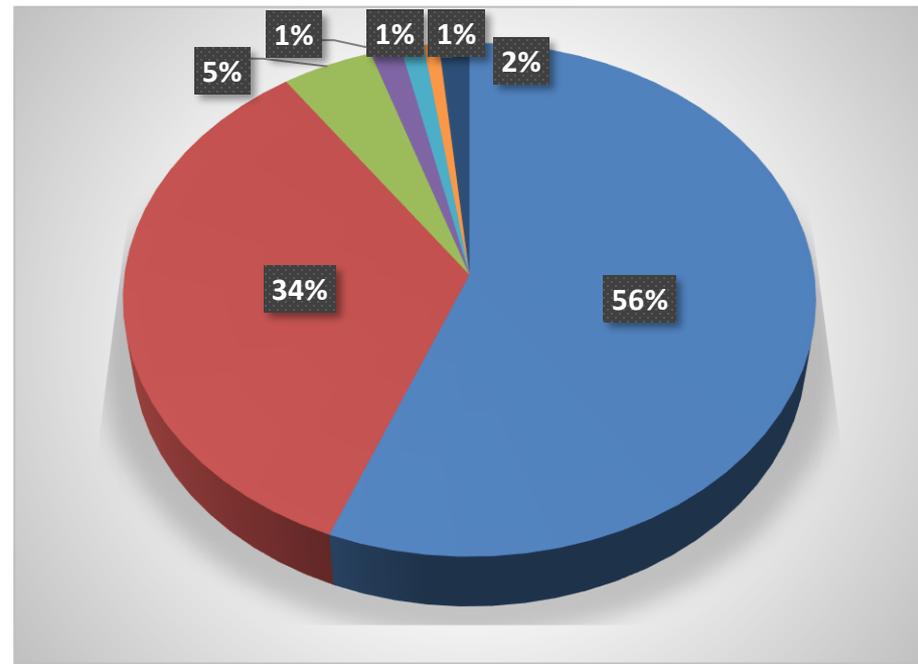
- ・フロン回収・破壊

エネルギーの有効利用(12件) 5%

- ・廃熱利用発電
- ・ガスコジェネ 等

省エネ(89件) 34%

- ・ボイラ
- ・空調、エアコン
- ・冷凍機、チラー
- ・変圧器
- ・LED 等



再エネ(153件) 57%

- ・太陽光発電
- ・小水力発電
- ・風力発電
- ・バイオマス発電
- ・地熱発電 等



卸売業	伊藤忠商事、稲畑産業、兼松、双日、豊田通商、豊通マシナリー、日本紙パルプ商事、ファームドウ（ファームランド）、丸紅、ユアサ商事
小売業	イオンモール、イオンリテール、ファーストリテイリング、ファミリーマート、ローソン
食料品	エースコック、キリンホールディングス、サッポロインターナショナル、サントリースピリッツ、CPF Japan、富士食品工業
化学・ゴム製品	大塚製薬工場、協和発酵バイオ、昭和電工マテリアルズ、住友ゴム工業、DIC、バンドー化学、フマキラー、三菱ケミカル
繊維・ガラス・土石	AGC、TOTO、東レ、日清紡テキスタイル
非鉄金属	YKK
電機・電子、精密機器	遠藤照明、シャープエネルギーソリューション、ソニーセミコンダクタ、第一実業、ティー・エス・ビー、日立ジョンソンコントロールズ空調、富士・フォイトハイドロ、HOYA、ミネベアミツミ、矢崎部品、リコー
機械、産業機械	荏原冷熱システム、兼松KKGK、前川製作所、三菱重工
輸送用機器	デンソー、トヨタ自動車
陸運、倉庫・運輸	東急、日本通運、両備ホールディングス
建設業	JFEエンジニアリング、柴田商事、住友林業、高砂熱学工業、トーヨーエネルギーファーム、日揮グローバル、日鉄エンジニアリング、日本クラント、ネクストエナジー・アンド・リソース、フジタ、裕幸計装
電気・ガス・熱供給・水道業	アウラグリーンエナジー、イーレックス、出光興産、大阪ガス、関西電力、キューデン・インターナショナル、サイサン、静岡ガス、自然電力、WWS-JAPAN、北酸、メタウォーター、ユーラスエナジーホールディングス、横浜ウォーター、リベラルソリューション
金融業	東京センチュリー、東銀リース、みずほ東芝リース、三井住友トラスト・パナソニックファイナンス、三井住友ファイナンス&リース
サービス業、その他	アジアゲートウェイ、アラムポート、AAIC Japan、SDGインパクトジャパン、NTTデータ経営研究所、NTTファシリティーズ、関西環境管理技術センター、グローバルエンジニアリング、新日本コンサルタント、数理計画、日本デピア、パシフィック・コンサルタンツ、ファインテック、早稲田環境研究所



【参考】日本政府によるJCMパートナー国への支援

	事業名	支援方法
環境省	JCM設備補助事業*	補助金
	二国間クレジット制度を活用した代替フロン等の回収・破壊事業*	補助金
	アジア開発銀行（ADB）への拠出金：JCM日本基金（JFJCM） （国際メタン等排出削減等拠出金も含む）	グラント
	UNIDO（国連工業開発機関）への拠出金 （国際メタン等排出削減拠出金も含む）	グラント
	水素等新技術導入事業*	補助金
	案件開発／キャパビル／MRV支援	技術協力
経産省	実現可能性調査（FS）	技術協力
	NEDO実証事業	委託事業
	NEDO新規方法論開発／JCMクレジット化支援・MRV適用調査	技術協力
農水省	農業分野におけるMRV構築のためのアジア開発銀行拠出金	技術協力
	JCMを利用した森林保全・植林の新規案件形成に向けた現地調査	委託事業



【参考】環境省JCM設備補助事業

令和6年度予算：
令和6年度から開始する事業に対して、
3か年で**128億円**を想定

環境省



クレジットの発行後、日本政府に納入

国際コンソーシアム※

(日本の民間企業等と現地企業等から構成)

※ この組織の代表者となる日本法人を補助金の交付対象者とし、代表事業者と呼ぶ。これ以外の事業者を共同事業者と呼び、共同事業者には、民間事業者、国営会社、地方自治体および特別目的会社（SPC）等が該当。

初期投資費用1/2以下を補助

- ※ 事業実施国の類似技術の導入実績により50～20%を上限
- ※ 同一国における類似技術の採択実績が10件以上の場合は、支援対象外

JICAや政府系金融機関が支援するプロジェクトと連携した事業を含む



補助対象

エネルギー起源CO2排出削減のための設備・機器を導入する事業（工事費、設備費、事務費等含む）

事業実施期間

最大3年間（補助交付決定を受けた後に設備の設置工事に着手し、3年以内に完工すること。）

補助対象要件、審査項目、責務等

- 費用対効果及び投資回収年数を審査項目として確認。
- 一部の技術・国を除き原則として費用対効果**4千円/tCO₂**
- 投資回収年数については、**3年以上**を目安。
- 代表事業者は、導入する設備の購入・設置・試運転までを行い、**温室効果ガス排出削減量のMRV（測定・報告・検証）**を実施。



【参考】産業省によるJCMプロジェクト支援

- 経済産業省では、パートナー国の脱炭素化に資する技術のうち、特に先進的な技術を技術実証としてサポートする。
- プロジェクト費用のうち日本側負担分は、原則として、日本政府（METI／NEDO）が100%を負担する。

過去の経済産業省プロジェクトの例



石油精製プラントの運転制御最適化（横河電機）



携帯電話基地局へのトライブリッド技術導入（KDDI）

※6カ国にて11件採択済み（2023年7月時点）

実現可能性調査（FS） （経済産業省）



目的

- 実証事業の開始に向けた基礎検討（導入技術、対象サイト、事業関係者等）
- GHG排出削減量定量化のためのJCM方法論の基礎の作成
- 相手国における導入技術の普及可能性の検討
- 委託費用上限：1500万円/件

実施期間 1年間以内

対象技術の例：

IoTによる省エネ、EMS、CCS/CCUS、再エネ、水素・アンモニア等

二国間クレジット制度（JCM）等を活用した低炭素技術普及促進事業（NEDO実証事業）（NEDO*）

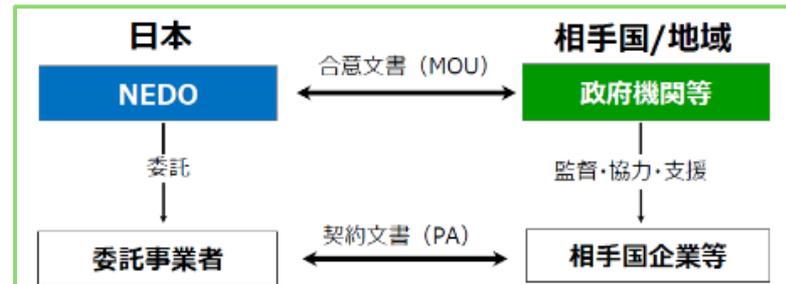


目的

相手国において先進的な脱炭素技術の導入及び実証を行い、その有効性を検証する。

- 実証設備・システムの導入及び実証運転の実施
- GHG排出削減効果の定量化
- JCMクレジット発行に向けたJCM手続き
- 2024年度事業予算：7億円

実施期間 実証前調査：原則1年以内
 実証：原則3年以内
 定量化フォローアップ事業：原則2年以内



* NEDO = 国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構



【参考】JCMビジネスマッチングサイト「JCM Global Match」



※QRコードからサイトをご覧ください。

<https://gec.force.com/JCMGlobalMatch/>

◆目的

- JCMプロジェクトの形成促進を支援するため、日本企業とJCMパートナー国企業のマッチング・商談を進める機会を提供

◆特徴

- 登録情報に基づき、自動的にマッチングを実施
- マッチングした企業と直接面談が可能
- 金融機関やコンサルタント等もマッチングサイトを利用可能



Events
Browse list of events. You can make an appointment to meet with companies of your interest here.

Pre-Matching → Requests sent → Requests received → Matches → Events

2019 August 29 Start: 14:00 End: 16:00 JCM Seminar 2019 in Chile View detail	2019 September 12 Start: 13:00 End: 17:00 JCM Seminar 2019 in Thailand View detail
--	--

